

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント） 実施業務委託仕様書（企画プロポーザル用）

この仕様書は、福島県（以下、「甲」という。）が（以下、「乙」という。）に委託する相双地域の魅力戦略的情報発信事業実施業務を円滑かつ効率的に実施するため、必要な事項を定める。

1 委託業務の名称

相双地域の魅力戦略的情報発信事業（魅力発信物産イベント）実施業務

2 委託業務の目的

相双地域は、震災以降、JR常磐線全線運転再開、東北中央自動車道（相馬～福島）全線開通等インフラの復旧・整備が進む一方、観光客数は震災前の約8割しか回復していない。さらに、福島第一原発のALPS処理水問題にも起因する新たな風評が懸念される。そのため、相双地域の正確な情報や魅力的な地域観光資源等を県外に戦略的に情報発信することで不安や風評の払拭を図り、交流人口の拡大につなげる。

3 業務の内容

提案事項

- 特産品の販売や観光情報の発信、常磐線のPRに効果的な首都圏のJR駅を提案すること。
- 出店の候補となる事業者や特産品について提案すること。
- 出店内容の特性を活かしたレイアウトを提案すること。

処理水放出の影響が懸念される相双地域の常磐ものを中心とした物産展を首都圏のJR駅で開催する。常磐ものを中心とした特産品の販売、観光情報の発信、JRと連携した常磐線のPR等を行うことで、風評払拭・特産品の消費拡大・交流人口拡大につなげる。

(1) 企画・運営

- ア 2日間の物産展を2回開催すること。
- イ 相双地域の常磐ものを中心とした特産品の販売、観光情報の発信や常磐線のPR等を行うブースを設置すること。
- ウ 出店内容の特性を活かしたレイアウトとすること。
- エ 物産展開催に係る什器、備品の搬入、設置を行うこと。
- オ 共通レジ及びスタッフを配置すること。
- カ ポスター（B1サイズ10部）、のぼり（10枚）を作成すること。（作成したのぼりは物産展当日設置すること。）
- キ 2日間の物産展の前日設営終了後から1日目の開始まで、および1日目終了後から2日目の開始まで会場に警備員を配置すること。

- ク 販売する特産品の輸送について、商品に応じて、可能な限り、列車による荷物輸送サービス「はこビュン」を活用すること。
- ケ 会場の有効面積や来場者滞留数、導線を考慮し、安全かつ効果的な配置とすること。また、行列が予想される場合は、待機列を設置し、誘導員を配置する等、十分なスペースの確保に努めること。
- コ 消防や食品衛生などに必要な検査や届け出等の手続きは、適切に対応すること。
- サ 実施内容の詳細については、甲の意向を踏まえ協議調整を行ったうえで決定するものとする。

(2) 出展等関係者との調整

- ア 出店者の募集を行うこと。
- イ 出店者は4事業者程度とし、相双地域の常磐ものを中心とした特産品を取り扱う事業者とすること。
- ウ 出店者決定後の連絡調整や出店内容の調整、必要に応じて保健所等への必要な手続きなどの調整を行うこと。
- エ 個々のブースでの販売等の運営は、出店者自らが実施する。

4 提出書類

乙は委託契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を甲の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出する書類

- ・委託業務着手届（第1号様式）
- ・業務実施体制図（任意様式）
- ・実施工程表（任意様式）

(2) 進捗状況確認のため令和7年2月末時点で提出する書類

- ・進捗状況報告書（任意様式）
- ・収支決算書（任意様式）※見込み
- ・委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・その他甲が必要と認める書類

(3) 業務完了後、遅滞なく提出する書類

- ・委託業務完了届（第2号様式）
- ・委託業務実績報告書（第3号様式）
- ・成果品
- ・収支決算書（任意様式）
- ・委託業務における全ての経費を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）
- ・委託業務において再委託・外注を行う場合、再委託事業者に支払った経費

を確認できる書類（発注書、領収書、請求書等）

- ・その他甲が必要と認める書類

5 成果品

委託契約書第1条に定める成果品は、次のとおりとする。

- ・実績報告書（任意様式）

6 その他

- (1) 乙は、本仕様書及び甲の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。
また、乙は進捗状況等について、逐次、甲に報告すること。なお、甲は本業務実施のために必要な協力をする。
- (3) 委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとし、疑義が生じる場合には甲と協議するものとする。
- (4) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し、甲の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (9) 本事業は福島再生加速化交付金を活用することから、下記に留意すること。
 - ・再委託する場合や資材を調達する場合について、可能な限り県内事業者を利用すること
 - ・一般管理費を計上する場合は上限を10%とすること
 - ・甲の承認を受け、本事業の一部を再委託する場合の一般管理費については、事業費における再委託率50%までを一般管理費に計上することを認める。

<積算例>

(再委託費が事業費の50%を超える場合)

事業費 100 万円の内再委託費 70 万円の場合、再委託費の内 50 万円まで
(直営費 30 万円 + 再委託費 50 万円) × 一般管理費 10% = 8 万円

(再委託費が事業費の50%以下の場合)

事業費100万円の内再委託費40万円の場合、再委託費のすべて

(直営費60万円+再委託費40万円)×一般管理費10%=10万円

